

判例研究

アスペルガー障害および
解離性同一性障害を患う
被告人の刑事責任能力判断

— 東京地裁平成二〇年五月二七日判決

（平成一九合（わ）二五号

殺人・死体損壊被告事件^①）

上原 大 祐

一・事実の概要

被告人は、被害者である妹を窒息により死亡させて殺害し、さらに被害者の首・腹部・両手足等を包丁等で切断して、死体を損壊した。結果、被告人は殺人罪・死体損壊罪の各罪責に問われたものであるが、弁護人は各行為の事実関係については認めた上で、被告人がアスペルガー障害・解離同一性障害の各精神障害に罹患していることを前提として、被告人は各行為時点において心神喪失状態にあった、と主張した。

二・判示内容

裁判所は、殺害行為時点については完全責任能力を認めたとの、死体損壊時点については解離性同一性障害を根拠とする心神喪失状態にあったと認定し、死体損壊行為に関しては無罪とし、結論として求刑懲役一七年に対し懲役七年を言い渡した。

(1) 精神鑑定の信用性について

裁判所はまず、鑑定人である医師の鑑定人としての適格性に関し、「その精神科医としての経歴、専門分野、臨床経験等に照らし、被告人の精神鑑定に適任の専門家であった」として、これを肯定した。その上で、検察側が、当鑑定が捜査段階の被告人の供述を判断資料から除外し独自の問診結果を資料としているが故にその信用性に問題がある、と主張したのに対し、当鑑定が被告人の捜査段階の供述内容を前提とせず、被告人の公判供述と一致するところのものである問診結果を踏まえて鑑定を行ったのは十分な根拠がある、として、鑑定の信用性を肯定した。

(2) 本件各行為時の被告人の精神疾患とその病態について

裁判所は被告人に関し、「生来性にアスペルガー障害に罹患し、中学生のころからは強迫性障害が加わり、さらに本件の一か月以上前からはアスペルガー障害を基盤とする解離性障害に罹患し、本件犯行に至った」と認定した。裁判所はまず、被告

人の人格特性につき、「被告人は、アスペルガー障害を基盤にして、激しい攻撃性を秘めながらそれを徹底して意識しないという特有の人格構造を形成しており、怒りの感情を徹底的に意識から排除しようとする人格傾向が強く、激しい怒りが突出して行動しても、それを感じたと認識する過程を持っていない」「被告人は、アスペルガー障害によって、このような攻撃性等の衝動を制御する機能が弱い状態にあったが、アスペルガー障害を基盤とする解離性障害が加わり、外界の刺激が薄れることによって、この機能がさらに弱体化していた」と認定した。その上で、本件各行為時の被告人の精神の状態につき、まず、殺害行為時に関しては、この被告人本来のアスペルガー障害を基盤とする精神状態の下で行われたものである、と認定した。これに対し、死体損壊行為時については、「殺害に及んだことが衝撃となつて解離性同一性障害による解離状態が生じ、死体損壊に及んだ際には、被告人は、本来の人格とは異なる獯猛な人格状態になっていた可能性が非常に高い」と認定した。

(3) 殺害時の被告人の責任能力について

裁判所は本件殺害時の被告人の精神状態につき、「被告人は、被害者からの挑発的な言動により、怒りの感情を抱き、このような感情を抑制する機能が弱体化していたため、内奥に秘められた激しい攻撃性が突出し、被害者の殺害に及んだものである」と認定する。その上で、まず被告人の本件殺害行為時の是非弁別能力につき、「被告人は、本件各犯行のような行為に及んで

はならないという認識を十分に持つて(いる…括弧内筆者)」としてこれを肯定し、制御能力についても、それまでの被告人の経歴および本件各犯行前後における被告人の生活態様に照らして、「被告人は、衝動の抑制力が弱体化していたため、制御能力がかなり減退していたことは否定できないものの、その程度は、責任能力が限定されるほど著しいものとはまでは言えない」と判断し、結論として、殺害行為時点に関しては被告人の完全責任能力を認めた。

(4) 死体損壊時の被告人の責任能力について

裁判所は本件死体損壊時の被告人の精神状態につき、「解離性同一性障害により本来の人格とは別の獯猛な人格状態にあった可能性が非常に高い」と指摘する。殺害時において行為を統御していた意識すなわち本来の人格のコントロールが死体損壊時には及んでいなかった可能性を指摘したのである。それゆえ、殺害時の被告人の責任能力とは別個に死体損壊時の責任能力について検討する必要がある、として以下のように判断を行った。

裁判所は被告人の本来の人格、すなわち主人格につき、「被告人には、死体損壊時の記憶がほとんどなく、本来の人格とは別の人格状態の存在について認識していないことが認められる」が故に「本来の人格はこの別の人格状態と関わりを持つていなかった」と認定した。結果裁判所は、このことを根拠として、「被告人は、その人格状態に支配されて自己の行為を制御

する能力を欠き、心神喪失の状態にあった可能性もまた否定できないから、心神喪失の状態にあった」と認定した。

二・評釈

(1) 精神鑑定の信用性

責任能力の有無に関する判断は法律判断であり、その前提となる生物学的要素および心理学的要素に関する評価も、究極的には裁判所に委ねられる、というのが従来の判例である²。しかし、これらは究極的には裁判所の評価に委ねられるものであるとはいえず、「生物学的要素である精神の障害の有無及び程度並びにこれが心理学的要素に与えた影響の有無及び程度については、その診断が臨床精神医学の本分であることにかんがみれば、専門家たる精神医学者の意見が鑑定等として証拠になっている場合には、鑑定人の公正さや能力に疑いが生じたり、鑑定の前提条件に問題があったりするなど、これを採用しない合理的な事情が認められるのでない限り、その意見を十分に尊重して認定すべきというものである」との指針が最判平成二〇年四月二十五日³によって示されている。学説も、「精神障害の有無・程度の判断は極めて専門的なものであり、そもそも裁判所が鑑定によらないでは十分な判断ができないと認められたからこそ鑑定を実施しているのである以上」、裁判所は基本的には精神障害の有無・程度およびこれが心理学的要素に与えた影響の有無・

程度に関して精神鑑定が行われた場合には、これを排除する合理的な理由がない限りはこれを尊重すべきであるとして、最高のこの指針を支持する⁴。この観点から本判決を見てみると、本判決が「（鑑定人は…括弧内筆者）、その精神科医としての経歴、専門分野、臨床経験等に照らし、上記鑑定事項に関する被告人の精神鑑定に適任の専門家であったと認められ、その鑑定の手法や判断方法にも不合理なところは認められないから；鑑定は十分に信用できる」として、鑑定を採用したことは、最判平成二〇年四月二十五日の示した指針に則つたものと評価することができる。また同時に、本判決が、鑑定人が捜査段階の被告人の供述を判断資料から除外して鑑定を行ったことに関して、以下に示すようなアスペルガー障害の特性に沿つた判断を行い、鑑定人の判断を肯定していることも指摘しておく。

(2) アスペルガー障害と刑事責任判断

本件において刑事責任判断のための資料とされた精神障害はアスペルガー障害と解離性同一性障害の二つである。まず、殺害行為時に関して判断の対象となつたアスペルガー障害に関して検討する。アスペルガー障害とは、広汎性発達障害の一種である。この障害を患う者は、人の表情やボディランゲージといった言葉以外の対人交流のシグナルを読み取れないといったコミュニケーション上の障害や、抽象的な思考が苦手であるといった想像力の障害を有し、また、特定の興味・関心・行動等に極度に固執・執着する、という特徴も有する⁵。対人的相互性

および外界との感情的交流において質的な障害を有する、という点で自閉症と共通性を有し、言語発達においては一見正常である、という点が自閉症との大きな相違点である。知的能力にも基本的には異常はない、とされる。我が国において、この障害と刑事責任の関係が問題とされた事例として、富山地判平成一七年九月六日・東京高判平成二三年八月二七日・東京高判平成一九年八月九日等が挙げられる。これらの判例はいずれも被告人がアスペルガー障害を患っていることは認めつつも、この障害が被告人の刑事責任能力に影響を与えた、との主張を排斥し、被告人に完全責任能力を認定した。

我が国において、刑法学者がこの障害と刑事責任判断の関係について直接に論じた文献は見受けられず、十一元三・崎濱盛三が精神科医の立場からわずかに論じているのが確認される限りであるが、この障害が比較的最近になってから精神医学界において認識されるようになった障害であることに鑑みるに、今後この障害と刑事責任の関係について判断を行う判例が増えることも予想される。ここで、この障害と刑事責任判断の関係について整理しておくことは有益である。

一般にアスペルガー障害を有する場合でも、知的能力に障害はなく、またブラックアウトのような意識障害も有しない、とされる。であれば、責任能力のうち、弁識能力は問題なく認められる、と考えられる。続いて制御能力に関しても、アスペルガー障害を有する場合に自己の認識に基づいて行為を制御する

能力に特段の問題が生じる、ということとは報告されていない。それゆえ、この点だけを取り上げて考えるならば、アスペルガー障害は被告人の刑事責任判断に何らの影響も及ぼさない、と考えられる。ただし、ここで注意を要する点として、アスペルガー障害を患う者は、物事の「社会的意味」を認識することに困難を抱えている、という点がある。それゆえ、十一・崎濱は「一度、関心が反社会的領域に向けた場合には、犯行促進的な刺激に誘導されやすく、社会的感覚による抑止作用も働きにくいため：事件本人の有する障害により、犯罪実現化が促され易い状態にあつたと判断される。すなわち、広汎性発達障害によるハンディキャップにより、彼らは障害のない者と比べ、犯罪行為の抑止上、不利であつたことになり、責任能力は完全ではないと判断するのが妥当であると考えられる」と述べている。この障害は責任能力判断に影響を及ぼすものであるうか。十一・崎濱が述べるように、この障害によって「犯罪実現化が促され易い」状態が惹起されるのであれば、この障害が特に制御能力に関して何らかの影響を及ぼす可能性も考えられる。この点に関しては、さらなる考察が必要である。今後の課題としたい。

本判例において裁判所は被告人につき「アスペルガー障害によって：衝動を制御する機能が弱い状態にあつた」と認定しつつも、事件前後の被告人の言動等を総合考慮して、「被告人は、衝動の抑制力が弱体化していたため、制御能力がかなり減退し

ていたことは否定できないものの、その程度は、責任能力が限定されるほど著しいものとは言いえない」と結論づけた。これは、被告人がアスペルガー障害を患っている場合であっても完全責任能力を認める従来の判例の判断を踏襲したものであると言えるが、ここで注目すべきは、制御能力につき「減退はしていたが、責任能力が限定されるほど著しいものとは言いえない」としているところである。これは、アスペルガー障害の態様によっては責任能力に影響を与える場合もあり得る、との方向性を含みを持たせたもの、とも考えられる。今後の判例の動向を見守る必要がある。

(3) 解離性同一性障害と刑事責任判断

続いて、死体損壊時における被告人の精神状態は、解離性同一性障害の影響下にあったものである故に、それ以前の時点における精神状態とは異なるものである、として裁判所は、死体損壊時における被告人の刑事責任につき、殺害時点におけるものとは別個に判断を行っている。解離性同一性障害 (Dissociative Identity Disorder) とは、以前は多重人格障害と呼ばれた精神障害の一種で、一人の人間の中に、行為を統御する複数の意識、すなわち人格状態 (personality) と呼ばれる複数の意識が存在する障害のことである。これらの意識は、それぞれが別個の記憶・同一性を有し、交互に患者の行為を統御する。そして、ある人格状態下にある者は、他の人格状態下で経験した事柄につき想起できない¹³⁾。通常その人の行為を統御している

人格状態のことを主人格 (host personality)、それ以外の人格状態のことを副人格 (alter personality) という。裁判所は、アスペルガー障害を基盤とする被告人本来の人格を主人格と認定し、殺害時点においてはこの人格状態が行為を統御していたのに対し、死体損壊時点においては、殺害行為を行ったことを契機として副人格が出現し、この人格状態が行為を統御していたと認定した。

解離性同一性障害と刑事責任判断の関係が問題となる主要な点は、本件死体損壊行為のように、被告人の本来の人格であるところの主人格が副人格によって行われたところの当該行為を弁識しておらず、また何らのコントロールも有していない場合に、主人格によって代表されるところの被告人に対して全体として刑事責任を問うことができるのか、という点である。このような場合、行為を行ったのは副人格であるにもかかわらず、裁判を受け、刑を科されるのは主人格である。それゆえ、被告人が解離性同一性障害を患っていること自体で免責が問題とされ得るのではなく、障害が具体的に発症している時点、すなわち主人格が行為のコントロールを失い、副人格が行為をコントロールしている時点において行われた行為に関して初めて、免責が問題とされ得る¹⁴⁾。筆者は以前、解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任判断について考察を行ったが¹⁵⁾、その中で筆者は解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任判断につき、(一) 無実の人格アプローチ (innocent alter approach) と呼ばれる、

行為時に行為を統御していたのが主人格であるか副人格であるかに関わりなく、解離性同一性障害という精神障害の存在のみを根拠として被告人に刑事責任を帰責することを常に否定する判断方法、(二) グローバルアプローチ (host approach) もしくは global approach) と呼ばれる、行為時に主人格が行為に関して弁識・制御能力を有していたか否かに着目し、これが否定される場合には被告人に刑事責任を帰責することを全体として否定する判断方法、(三) 個人人格アプローチ (perpetrating alter approach) もしくは specific alter approach) と呼ばれる、行為時に行為を統御していた人格状態に着目し、この人格状態が行為に関する弁識・制御能力を失っていた場合にのみ被告人に刑事責任を帰責することを全体として否定する判断方法、の三つがある、と分類した。無実の人格アプローチは、各人格状態を別個の人間もしくはそれに類するものと捉え、身体は一つであるにもかかわらず、一人の解離性同一性障害者を複数の人間の集合体と見なす。これに対し、グローバルアプローチと個人人格アプローチは、身体が一つであるが故に一人の解離性同一性障害者は一人の解離性同一性障害患者である、とするものである。

我が国において、裁判所による解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任に関する判断が示された判例としては、本件事案の他、神戸地判平成二六年七月二八日・名古屋地判平成一七年三月二四日・東京地判平成二〇年二月六日がある。このうち、

神戸地判および名古屋地判は、副人格が行為を行ったにもかかわらず、行為を行った副人格が責任能力を有していたことを根拠として、被告人に対して全体として責任能力を認めた。これは個人人格アプローチを採用したものである、と評価することができる。これに対し、本判決は、副人格が行為を統御していたことを根拠として、行為時に行為を支配していた副人格が弁識・制御能力を有していたか否かを検討することなく、被告人の責任能力を全体として否定した。これはグローバルアプローチを採用したものである、と評価することができる。このように、裁判所の判断も未だ定まっていないのが現状であるが、本来、解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任はどのように判断されるべきものであろうか。以下、以前拙稿で示した私見を紹介し、それに則って本判例を評釈する。

先に示した三つの判断方法のうちのいずれを採用すべきか、という点について考えるためには、まず第一に、そもそも被告人は何人なのか、という点を考える必要がある。すなわち、一人の解離性同一性障害患者たる被告人は、身体は一つであるにもかかわらず、無実の人格アプローチが述べるように、複数の人間の集合体なのか、それとも、他の二つのアプローチが述べるように、身体が一つである以上、一人の解離性同一性障害患者たる被告人、と見なすべきなのか、という点である。身体と精神の個数の関係に関しては、人格同一性という観点からこれを整理することができる。人格同一性の問題に関しては、次の

二つの立場が存在する。まず一つには、人格同一性の問題を「ある時点におけるA1と別の時点におけるA2は同一人物なのかそれとも別人なのか」という観点から考察する立場である。この立場からすれば、人格同一性の基準とはすなわち、文脈に先立って決定されるものであり、この基準は何時如何なる場面にも適用されるべきものである。これに対し、人格同一性の基準に関して、「使用される文脈によって目的相対的に規定される方がふさわしい」とする立場もある。この立場からすると、人格同一性とは、ある事象を「その人のものである」として帰属するために要求される基準のことであり、この基準はあらゆる場面において適用可能なものというよりむしろ、文脈に応じて決定されるべきものである。筆者はこの点に関して、後者の立場を採る。以下、本稿との関連において、刑事責任を帰責するために、行為時の行為者と裁判時・受刑時の被告人が有しているべき人格同一性の基準とはいかなるものか、という観点から考察を進める。人格同一性の基準に関しては、大別すると①物体としての身体もしくはその一部の器官を基準とする身体的基準説、②記憶・性格等の心理的要素を基準とする心理的基準説に分類することができる。この観点から、先に述べた三つのアプローチを整理すると、無実の人格アプローチは、人格同一性に関し②心理的基準説にのみ依拠し、身体が一つしか存在しないにもかかわらず、すなわち身体的基準から見れば一人のしか存在しないにもかかわらず、心理的基準によって判断される

同一性を有する存在が複数存在するが故に、解離性同一性障害患者たる被告人を複数人の集合体と捉えるのである。これに対し、グローバルアプローチ・個別人格アプローチは共に、「何人であるか」というレベルにおける人格同一性の基準に関しては①身体的基準説に依拠し、解離性同一性障害患者たる被告人を、身体が一つしか存在しないが故に、あくまで一人の人、と捉える。その上で、個別人格アプローチは、刑事帰責のために要求される人格同一性の基準は「何人であるか」というレベルの基準と同じでよく、行為時と裁判時・受刑時の人格状態に心理的同一性がなくとも、行為時の人格状態（副人格）が責任能力を有していればよい、と考えているのに対し、グローバルアプローチは、刑事帰責のためには、「何人であるか」というレベルの人格同一性の基準（身体的同一性）では不十分であり、刑事帰責のため、すなわち「被告人に刑罰を科す」ためには、心理的基準によって判断される心理的同一性がさらに要求される、と考えているのである。

では、このように整理した上で、解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任判断のためにはいずれのアプローチが適切であろうか。これら三つのアプローチのうち、筆者はまず無実の人格アプローチに関して、これを採用することはできない、と考える。では、この前提の上で、残ったグローバルアプローチ・個別人格アプローチの内、より適切なのはいずれのアプローチであろうか。この点について考察する際、アメリカにおい

てこの問題について考察を行った Robert F. Schopp の「有責な行為者の理論は、有責な行為者を有罪宣告および刑罰に服させることを正当化するところの、より包括的な規範的理論の構成要素としての行為者の概念を提供しなければならぬ」との指摘は傾聴に値する。問題となつているのが刑事責任判断という規範的な問題である以上、それを解決するための基準もまた、「有責な行為者を有罪宣告および刑罰に服させることを正当化するところの」刑罰の正当化根拠、という規範的な議論の観点から導かれるべきである。筆者はこの問題意識の下、拙稿・前掲注(14)「刑事責任と人格の同一性」において、刑罰の正当化根拠の観点から、各正当化根拠において、行為時と裁判時・受刑時の被告人の間にはいかなる同一性が要求されるか、という問題に関して考察を行った。以下、私見を概説するが、その前にまず、刑罰の正当化根拠の議論を整理しておく必要がある。刑罰の正当化根拠の議論は、大別すると、過去に行為者が犯した犯罪行為に対する道義的非難として刑罰を正当化する応報刑論と、刑罰が、将来犯罪が犯されないようにする機能を有するがゆえにそれを科すことが正当化される、とする目的刑論に大別することができ、目的刑論はその機能の観点からさらに、一般予防論と特別予防論に分類することができる。一般予防は、刑罰による一般人に対する威嚇をその内容とする消極的一般予防と、刑罰を通じた一般人の規範意識の覚醒・強化を内容とする積極的一般予防に分類される。さらに消極的一般予防は、刑

罰法規における刑罰の予告により全ての一般人を威嚇し犯罪から遠ざける事前威嚇の機能と、被告人への刑の宣告および執行を通して、被告人以外の一般人を威嚇し犯罪から遠ざける見せしめの機能に分類することができる。最後に特別予防であるが、これは刑の執行を通じて受刑者を社会から隔離し、再犯の機会を失わせる隔離機能と、刑の宣告・執行を通じて被告人に受刑者の規範意識を覚醒させ、再び犯罪に陥らせないようにする教育・改善の機能に分類することができる。以下、この分類に基づいて、私見を紹介する。

応報に関して必要とされる人格同一性とはすなわち、記憶の可能性を基準とする心理的同一性である。なぜなら、過去の行為に対して被告人に道義的非難を加えるためには、被告人が過去の行為を「自分のもの」として把握できることが必要だからである。そしてこれは、特別予防の教育・改善機能からも要求される。何故なら、この機能のためには、被告人に受刑者が自発的に自己を改善しようと動機づけられることが必要であるが、過去の行為を「自分の行為」として把握できなければ、この自発的な動機付けが不可能だからである。次に、消極的一般予防の内の事前威嚇機能に関しては、行為選択時点において、将来自分が心理的同一性を保っている、ということが予測できることが要求される。何故なら、これがない場合、行為者は将来被るかもしれない刑罰を快・不快計算の資料とすることができなからである。続いて消極的一般予防のうちの見せしめの

機能については、この機能のために必要なのは「犯罪行為を行った者には刑罰が科される」ということを一般人が被告人の処罰を通じて外形的に見て取ることであるが故に、身体的同一性のみが要求される。続いて、積極的一般予防論についてはどうか、これに関しては、行為者の負担において社会の規範の動搖を鎮める、という観点から、身体的同一性の必要性が導き出され、それ以上の心理的同一性の必要性は導かれ得ない。最後に、特別予防の内の隔離機能に関してはどうかであろうか。この機能のために要求されるのは、犯罪的傾向を有する物体としての身体を社会から隔離することである。それゆえ、身体的同一性のみが要求されるのである。

この概括に従って、解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任判断を整理するならば、行為時と裁判時・受刑時の被告人が身体的同一性のみを有していれば良いとする個人人格アプローチは、副人格が行った行為に関する解離性同一性障害患者たる被告人の処罰を、刑罰の一般予防の見せしめの機能の観点と積極的一般予防機能および特別予防の隔離の機能の観点からのみ正当化し、行為時と裁判時・受刑時の被告人の間に身体的同一性のみならず心理的同一性の存在をも必要であるとするグローバルアプローチは、応報の観点、一般予防の事前威嚇機能および特別予防の改善・教育の機能の観点から、副人格が行った行為に関して、解離性同一性障害患者たる被告人を全体として処罰することを否定する、と整理した²⁴⁾。このように考えるなら

ば、個人人格アプローチとグローバルアプローチのいずれのアプローチを採用するか、という問題は、すなわち刑罰の正当化根拠を何に求めるか、という問題である、ということが理解できる。では、副人格が行為を行い、本来被告人自身とされているところの主人格は当該行為に全く関与していない場合、いかなる根拠を持って解離性同一性障害患者たる被告人の処罰を正当化し、もしくは否定すべきなのであろうか。ここで注目すべきは、個人人格アプローチが立脚するところの刑罰の一般予防の見せしめ機能、積極的一般予防の機能および特別予防の隔離の機能のいずれもが、社会の利益のみをその目的としており、当該被告人の処罰がその目的に資するための手段となっている、ということである。このような見解は、被告人を手段化している、という周知の批判を免れ得ないであろう。人間はすべてからくそれ自体目的とされるべきであり、手段としてのみ扱うことは許されない、ということを考えるならば、刑罰は第一義的に、倫理的非難としての応報として正当化されるべきであり、一般予防の機能や特別予防の機能はその限度でのみ、副次的機能として追求されるべきである、という結論になる。であれば、被告人を処罰することによって被告人を手段としてのみ扱う個人人格アプローチは否定されるべきであり、通常、裁判主体・受刑主体となるところの主人格が当該犯罪行為を自己の行為として把握しうるか、という観点から判断するグローバルアプローチこそが、刑罰は第一義的に応報として正当化されるべきで

ある、という刑罰の本質に適うものなのである。

では、この私見の立場から本判決を検討すると、どのように評することができるであろうか。先に指摘したように、本判決はグローバルアプローチを採用したものと評することができるが、これは私見と立場を同じくするものであり、我が国における解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任判断において、グローバルアプローチという適切な判断方法を初めて採用したものととして、十分に評価できる。ただし、本判決にはなお解決すべきであった問題点が残されている。すなわち、本判決は個人人格アプローチを否定し、グローバルアプローチを採用する積極的な理由を示していない。これまで解離性同一性患者につき、「人格が交替すること」に別個の個人が存在するわけではなく、一個の個人が存在するにすぎないから、その個人の犯行時の精神状態を検討することによって責任能力を判断すべきである。・括弧内筆者⁽²⁶⁾という根拠を示して個人人格アプローチを採用してきた我が国の判例の流れからすれば、これを否定し、グローバルアプローチを採用するためには、単に主人格が当該行為時の記憶を有していない、ということだけでは、さらなる根拠付けが必要であった。本件事案は控訴されている。控訴審の判断が待たれるところである。

四．結語

これまで概観してきたように、本判例はアスペルガー障害および解離性同一性障害と刑事責任判断の各関係という、新たな議論の可能性を含んだものである。両障害とも、比較的近年になってその存在が認知されてきた精神障害であり、今後これらの精神障害と刑事責任判断の関係を扱う裁判例が増えることが予想されることを考えると、これらの各問題点につき議論を深めることが急務であると考えられる。特にアスペルガー障害と刑事責任判断の関係について、アスペルガー障害患者において問題となる、物事の「社会的意味」の認識が、弁識・制御能力といかなる関係を持つのか、という点は、そもそも責任非難において弁識・制御能力がそれぞれいかなる役割を果たすのか、という観点から考察すべきものである、と考えられる。今後の課題としたい。

- (1) 判時二〇二三号一五八頁以下。
- (2) 最決昭和五八年九月一三日判時一〇〇号一五六頁以下。
- (3) 刑集六二巻五号一五五九頁。この判決を評釈したものととして、安田拓人「責任能力の法的判断」刑事法ジャーナル一四号(二〇〇九)九三頁以下。前田巖・ジュリスト一三六七号(二〇〇八)一一四頁以下。笹倉香奈・法学セミナー六四四号(二〇〇八)一三六頁等。
- (4) たとえば、安田・前掲注(3)九六頁。
- (5) アメリカ精神医学会(高橋三郎・大野裕・染谷俊幸訳)『DSM-IV-TR 精神疾患の診断・統計マニュアル新訂版』(二〇〇

- 〇四・医学書院) 九二頁以下 (原書: *American Psychiatric Association, Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorder-Forth Edition-Text Revision*)。この障害に關しては様々な文献が存在するが、本稿を執筆する際に参考としたものとしてトニ・アトウッド (富田真紀・内山登紀夫・鈴木正子訳) 『ガイドブックアスペルガー障害——親と専門家のために——』(一九九九・東京書籍) (原書: *Tony Atwood, Asperger's Syndrome — A Guide for Parents and Professionals*) を挙げておく。
- (6) この判決本文は裁判所のホームページの判例検索システムを通して入手可能である。
- (7) 東京高判時五二卷刑四二頁以下。
- (8) 東京高判時五八卷刑五九頁以下。
- (9) また、未成年の事例であり、成人の刑事責任判断を直接に扱ったものではないが、この障害を患う少年による司法事例を報告したものとして、十一元三・崎濱盛三「アスペルガー障害の司法事例——性非行の形式と動因の分析——」精神神経学雑誌一〇四卷七号(二〇〇二) 五六一頁以下がある。
- (10) 前掲注(9) 五七九・五八〇頁。
- (11) 前掲注(9) 五八〇頁。
- (12) 前掲注(5) 『DSM-IV-TR』五〇六頁以下。
- (13) ただし、後述の無実の人格アプローチと呼ばれる判断方法によれば、行為を行ったのが主人格か副人格かに拘らず、解離性同一性障害の存在それ自体が免責の根拠となり得る。
- (14) 上原大祐「解離性同一性障害患者の刑事責任をめぐる一考察——アメリカにおける議論を素材として——」広島法学二七卷四号(二〇〇四) 一八五頁以下、同「刑事責任と人格の同一性——アメリカにおける解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任を巡る議論を素材として——(一)(一・完)」広島法学三二卷四号(二〇〇九) 九七頁以下、三三卷一号(二〇〇九) 一五頁以下。その他、我が国において刑法学者がこの問題について考察を行ったものとして、以下のものが挙げられる。川口浩一「多重人格と責任能力」犯罪と刑罰一号(一九九五) 九九頁以下、同「解離性同一性障害」多重人格と刑事責任——わが国の事例を中心として——奈良法学会雑誌一卷二号(一九九八) 一頁以下。野阪滋男「精神障害と責任能力——主として多重人格障害について——」宮澤浩一先生古稀祝賀論文集第二卷刑法理論の現代的展開(二〇〇〇・成文堂) 三四一頁以下。佐久間修「現代社会と刑法(二六) 補論(一) 責任能力の判定基準をめぐる判例の動向——多重人格者による連続幼女誘拐・殺人事件を素材として——」季刊現代警察八八号(二〇〇〇) 七〇頁以下等。
- (15) ただし、このアプローチも、全ての人格状態が当該犯罪行為に關与していた場合には、被告人に全体として刑事責任を帰責することを肯定する。
- (16) 神戸地判・名古屋地判の各判決原文は裁判所のホームページの判例検索システムから入手可能である。東京地判平成二〇年二月六日の判決原文は現在のところ公刊物未登載である。また、神戸地判平成二六年七月二八日に関しては、筆者が以前判例研究を公表した「解離性同一性障害患者の責任能力判断——神戸地裁平成一六年七月二八日判決(平成一四年(わ) 九一六号強

- 盗致傷被告事件)——広島法学三〇巻二号(二〇〇六)一一三頁以下。
- (17) ただし、名古屋地判に関しては、前述の三つのアプローチに含まれない、別種のアプローチを採用した可能性も考えられる、ということは拙稿にて以前指摘した。詳しくは拙稿・前掲注(14)「刑事責任と人格の同一性(二)」一〇四～一〇五頁。
- (18) 筆者は以前拙稿の中で、この観点から解離性同一性障害患者たる被告人の刑事責任判断の問題を整理した。特に、拙稿・前掲注(14)「刑事責任と人格の同一性(二・完)」二十二頁以下。
- (19) 佐々木拓「帰責の観点から眺める人格同一性——ジョン・ロツクの人格同一性論を巡る諸問題——」倫理学年報五三集(二〇〇四)一一二頁。
- (20) この点について詳しくは、拙稿・前掲注(14)「解離性同一性障害患者の刑事責任をめぐる一考察」二〇〇～二〇二頁、同「刑事責任と人格の同一性(二・完)」一九～二〇頁。
- (21) *Robert F. Schopp, Multiple Personality Disorder, Accountable Agency, and Criminal Acts, Southern California Interdisciplinary Law Journal Vol. 10, Issue2, Spring 2001, at 317.* 筆者は拙稿の中で Schopp の議論の要約を行っている。拙稿・前掲注(14)「刑事責任と人格の同一性(二・完)」一六～一九頁。
- (22) ただし、筆者は刑罰の事前威嚇の機能は、当該被告人を処罰する直接の根拠とはなり得ない、と考える。詳しくは拙稿・前掲注(14)「刑事責任と人格の同一性(二・完)」三二頁。
- (23) 一般予防の見せしめ機能および積極的一般予防機能において
- も、応報的観点は必要なのではないか、という疑問もあり得るが、筆者は、これらの機能の文脈において要求される人格同一性の基準はあくまで第三者の見地から見たものであり、それゆえこの見地から確認できるところの身体的同一性のみで足りる、と考える。詳しくは拙稿・前掲注(14)三〇～三二頁。
- (24) この点について詳しくは、拙稿・前掲注(14)「刑事責任と人格の同一性(二・完)」三四～三五頁。
- (25) 団藤重光『刑法綱要総論・第三版』(一九九〇・創文社)四六八～四六九頁。また、刑罰を同じく倫理的非難として捉えるアルトゥール・カウフマンも、同様の見解を示す(*Arthur Kaufmann, Das Schuldprinzip. Eine strafrechtlich-rechtsphilosophische Untersuchung. 2. Aufl. 1976, S. 206.* (邦訳:アルトゥール・カウフマン(甲斐克則訳)『責任原理——刑法的・法哲学的研究——』(二〇〇〇・九州大学出版会)二八四頁)。
- (26) 神戸地判平成一六年七月二八日・前掲注(16)。